

石井町教育委員会告示第4号

石井町中央公民館図書室雑誌等スポンサー制度募集要項を告示する。

令和7年2月20日

石井町教育委員会 教育長 喜多 利生

石井町中央公民館図書室雑誌等スポンサー制度 募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、石井町中央公民館図書室雑誌等スポンサー制度（以下「雑誌等スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌等スポンサー制度は、雑誌又は書籍を広告媒体として活用することにより、民間業者等の情報発信の場を提供するとともに、雑誌等の図書資料購入のための財源を確保し、石井町中央公民館図書室を利用される町民の要望がある雑誌又は新刊図書コーナーの充実を図ることを目的とする。

(内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「スポンサー」という。）が雑誌又は書籍の購入費用を負担し、石井町中央公民館図書室はスポンサーが購入した雑誌等（以下「提供雑誌等」という。）を石井町中央公民館図書室雑誌架に配架する。提供雑誌等の最新号カバー表面と図書室室内にスポンサー名を表示すると共に、スポンサーの希望により最新号カバー裏面に広告を掲載又は広告チラシ架でチラシを配布できるものとする。

(対象とするスポンサー)

第4条 スポンサーは、次の各号に掲げる業種又は業者等に該当しない企業、商店、団体等（法人格を持たない企業等含む）を対象とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 賭博、ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (6) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (7) 各種法令等に違反しているもの
- (8) その他、スポンサーとする業種又は業者として、適当でないと認められるもの

2 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、県の指名停止措置等を受けている者は、スポンサーになることができない。なお、スポンサーになっている期間においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

3 石井町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当する者については、スポンサーとなることができない。

- 4 個人からの提供は対象外とする。
- 5 雑誌の発行元は自社の雑誌のスポンサーになれない。  
(対象とする雑誌)

第5条 スポンサーは、石井町教育委員会社会教育課が指定する対象雑誌又は書籍から提供雑誌等を選定する。ただし、指定以外の雑誌又は書籍を特に希望する場合は別途協議し、対象とする場合がある。  
(広告の規格等)

第6条 広告の規格等は、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 提供雑誌等の配架場所および室内表示位置は石井町中央公民館図書室で決定する。
- 3 前項の規定により、中央公民館図書室が連続して1か月を超える期間休室し、その代替施設として移動図書館車を運営している場合は、石井町中央公民館図書室内に配架している提供雑誌等については、石井町移動図書館車車内に最新号を配架する。

(広告の契約期間)

第7条 スポンサーは、別表2に掲げる期間から契約期間を選択する。なお、提供月は原則として支払い確認後の翌月からとする。

(スポンサーの表示対象)

第8条 スポンサーの表示対象は、別表2に掲げる各契約期間内の提供雑誌等とする。なお、表示の開始は支払い確認後とする。

(広告の基準)

第9条 掲載できる広告の内容は、公共施設としての公共性、品位、信頼性等を損なうおそれのないものであって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 第4条第1号から第5号に係るもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
- (8) 当該広告の内容について町が推奨している等、町民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- (10) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (12) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (13) その他、石井町中央公民館図書室を活用した広告として、適当でないと認められるもの

(募集期間)

第10条 募集期間は、第7条の定めによる契約期間ごとに、別表2に掲げる期間とする。

- 2 前回の契約期間中の雑誌等又は同一の雑誌等に複数の申込があった場合は、先着順で

受付とし、先着以降のスポンサーから、申込する雑誌等を変更する申出があった場合は、協議により申出のあった順で振替先の雑誌を決定する。

(申込方法等)

第11条 スポンサーは、「雑誌等スポンサー制度申込書」(様式第1号)に必要事項を記入し、添付書類をそえて石井町教育委員会社会教育課に持参又は郵送により提出する。

2 石井町教育委員会社会教育課は、決定したスポンサーに「雑誌等スポンサー制度決定(却下)通知書」(様式第2号)を送付する。

(支払方法)

第12条 雑誌等代金は、スポンサーが石井町中央公民館図書室指定の納入業者に直接一括先払いで支払うものとする。

2 価格変動等により、支払金額に差が出た時はスポンサー企業と納入業者で直接交渉を行うものとする。

3 振込手数料が発生した場合は、スポンサーが負担する。

4 スポンサー雑誌等が休刊した場合は、返金せず、別の雑誌に広告を振替する。

附 則

(施行期日)

第1条 この募集要項は、令和7年2月20日から施行する。

別表1 (第6条関係)

広告の規格等

1 スポンサー名の表示

- (1) 規 格 縦12センチメートル、横16センチメートル以内  
地は白色、文字は黒色
- (2) 貼付位置 雑誌カバーの表面および図書室室内に掲示  
カバー底辺より4センチメートル程度上部の中央部分  
スポンサー名の表示順序は石井町中央公民館図書室で決定する。

2 広告の表示

- (1) 規 格 最新号カバーに収まるサイズ  
片面印刷1枚
- (2) 表示位置 雑誌カバーの裏面

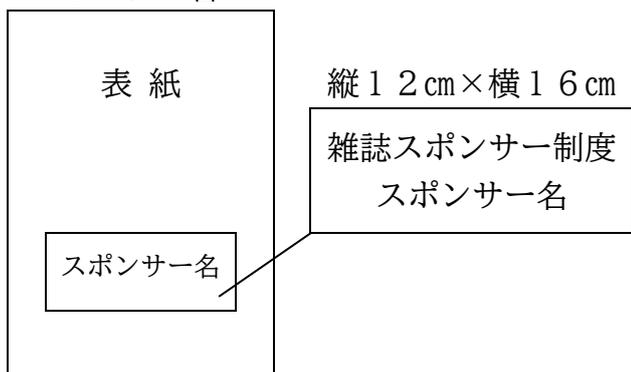
3 広告チラシの配布

スポンサーは、特に希望する場合は、広告の表示にかえて、広告チラシ架でチラシ配布を行うことができる。広告の管理はスポンサーで行うこととする。

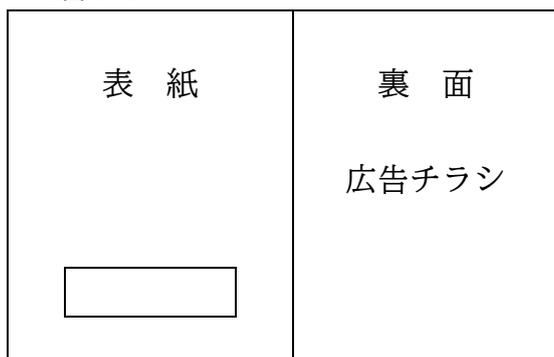
- (1) 規 格 A4判以下
- (2) スペース 1社につき、前項規格をもって1スペースとする。

4 スポンサー名表示および広告表示位置図

最新号カバー  
スポンサー名



広告チラシ



## 雑誌架上部掲示板

雑誌スポンサー	
スポンサー名	様

掲示板に収まる範囲に掲載する。

地色は白色。文字は黒色。

スポンサー名称の表示順序は石井町中央公民館図書室で決定する。

別表2（第7条・第10条関係）

契約種別	契約期間	募集期間
雑誌スポンサー (初回のみ適用可)	契約年度の4月1日から 契約年度の3月31日まで (1年間)	契約前年度の1月1日から 契約前年度の3月第2金曜日まで
雑誌スポンサー (初回以降)	契約年度の4月1日から 契約翌年度の3月31日まで (2年間)	契約前年度の1月1日から 契約前年度の3月第2金曜日まで
雑誌スポンサー (年度途中の申込)	契約年度の提供開始月から 24か月	契約年度の4月1日から提供開始月 の2か月前まで
書籍スポンサー	契約年度の提供開始月のみ (複数月契約可能)	契約年度の4月1日から提供開始月 の2か月前まで

石井町教育委員会 社会教育課長 殿

所在地 〒

名 称

代表者氏名

雑誌等スポンサー制度申込書

「雑誌等スポンサー制度 募集要項」第11条の規定により、次のとおり申し込みます。

1 スポンサーとして提供を希望する雑誌・書籍名（記載欄が不足する場合は、書名を別紙に記載）

	提供を希望する雑誌・書籍名	出版社名（リストにない場合のみ記入）
1		
2		
3		

- ※ 石井町教育委員会社会教育課が指定する対象雑誌等から提供を希望する雑誌等を選定してください。
- ※ リストにない雑誌等を希望する場合は、書名と出版社名を記入してください。
- ※ 同一の雑誌に複数の応募があった場合は、申込先着（日付）順とします。
- ※ 広告の表示又はチラシ配布を行う場合は、参考資料として広告図案および原稿を添付してください。

2 スポンサー名として表示する名称

--

3 提供する期間

自 令和 年 月 から  
至 令和 年 月 まで

担当者	部 署	
	職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

令和 年 月 日

石井町教育委員会 社会教育課長 殿

所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇市〇〇町〇〇〇〇-〇〇  
名称 〇〇株式会社  
代表者氏名 〇〇〇 〇〇〇

雑誌等スポンサー制度申込書

「雑誌等スポンサー制度 募集要項」第11条の規定により、次のとおり申し込みます。

1 スポンサーとして提供を希望する雑誌・書籍名（記載欄が不足する場合は、書名を別紙に記載）

	提供を希望する雑誌・書籍名	出版社名（リストにない場合のみ記入）
1	すてきにハンドメイド	日本放送出版協会
2	ダ・ヴィンチ	メディアファクトリー
3	日経PC21	日本経済新聞出版社

- ※ 石井町教育委員会社会教育課が指定する対象雑誌等から提供を希望する雑誌等を選定してください。
- ※ リストにない雑誌等を希望する場合は、書名と出版社名を記入してください。
- ※ 同一の雑誌に複数の応募があった場合は、申込先着（日付）順とします。
- ※ 広告の表示又はチラシ配布を行う場合は、参考資料として広告図案および原稿を添付してください。

2 スポンサー名として表示する名称

〇〇株式会社
--------

3 提供する期間

自 令和 年 月 から  
至 令和 年 月 まで

担当者	部 署	〇〇課
	職・氏名	〇〇担当 〇〇〇 〇〇〇
	電話番号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	メールアドレス	〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇

殿

石井町教育委員会 社会教育課長

雑誌等スポンサー制度 決定 却下 通知書

令和 年 月 日付で申請のありました、雑誌等スポンサー制度申込について、次のとおり〔決定・却下〕しましたので通知します。

1. 決定内容

(1) 提供する期間 自 令和 年 月から  
至 令和 年 月まで

(2) 提供する雑誌等

	雑誌・書籍名	刊行	単価	年額	分野	納入業者
1						
2						

(3) スポンサー名として表示する名称

(4) 広告の表示・チラシ配布

提出をうけた広告について、協議の結果、表示を〔決定・却下〕します。

※提供期間中に内容を改正する場合は、再度石井町教育委員会社会教育課までお知らせください。

2. 申請却下の理由

備考

- 1 雑誌等代金は、石井町中央公民館図書室指定の納入業者に直接一括先払いでお支払いください。
- 2 価格変動等により、支払金額に差が出た時はスポンサーと納入業者で直接交渉してください。
- 3 振込手数料が発生した場合は、スポンサーが御負担ください。
- 4 スポンサー雑誌等が休刊した場合は、返金せず、別の雑誌に広告を振替いたします。
- 5 広告・チラシの管理はスポンサーで行ってください。